

中心市街地等における景観整備 の取組みについて

平成28年2月10日

石岡市 都市建設部 都市計画課



景観保全事業

平成27年度から中心市街地の看板建築の保存し、地区の景観整備を図る目的で景観保全事業を実施しています（H27ふるさと再生プロジェクト）。

現在実施中の内容は次の2つです。

- 1 筑波大学受託研究（石岡市看板建築等調査研究）
- 2 住民参加型まちづくりファンド支援事業

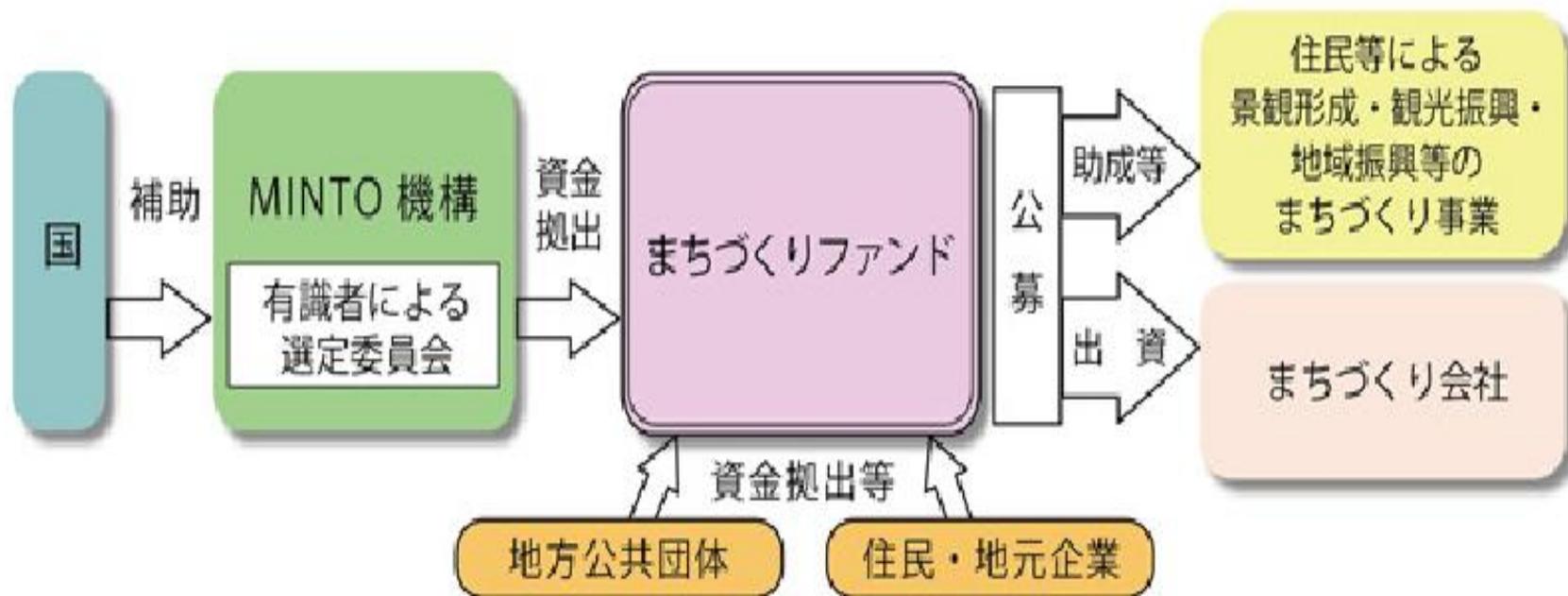
筑波大学受託研究について

平成27年4月10日に筑波大学と看板建築等調査研究に関する受託研究を締結しました。

- 1 研究経費 50万円
- 2 研究期間 平成27年4月10日
～平成28年3月31日
- 3 研究担当者 筑波大学 システム情報系
教授 藤川昌樹
(※筑波大生10人程度を交えて、ワー
クショップという形で調査研究を実施)

住民参加型まちづくりファンド支援事業

- ・中心市街地の景観整備を行うための補助制度創設に向けて取組みを行っています。
- ・補助事業の財源として、一般財団法人民間都市開発推進機構（民都機構）の住民参加型まちづくりファンド支援事業を活用



住民参加型まちづくりファンド支援事業

●事業申請

- ・平成27年9月14日付けで民都機構へ事業申請を行い、平成27年11月4日付けで資金拠出の内示を受けました。(内示額1,800万円)

●基金の設置

- ・平成27年12月に「石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金」を設置しました。

●基金の規模

- ・5,400万円(民都機構1,800万円, 市と市民で3,600万円をそれぞれ拠出)

基金の使用目的について

●基金の使用目的

個人，法人，団体等が行う地域の景観づくりに資する建築物等（建築設備や工作物を含む。）の修景事業に対して補助を行います。

●補助対象となる事業（案）

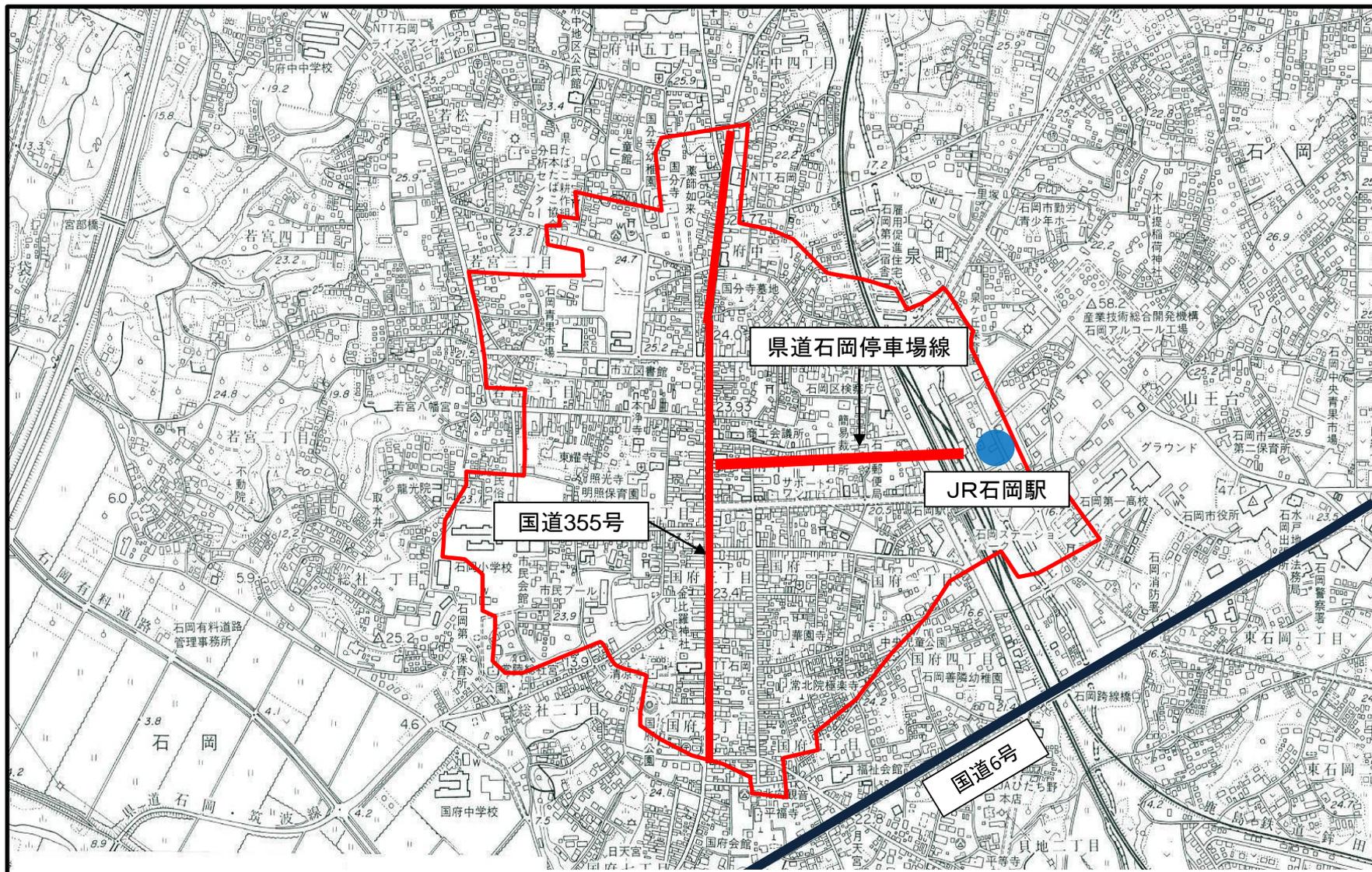
- 1 建築物等の外観を街並みに合わせて修景する事業
- 2 外観の修景と併せて行う，建築設備の設置・改修事業
- 3 外観の修景と併せて行う建築物の活用事業で，市長が必要と認める事業

補助対象建築物について

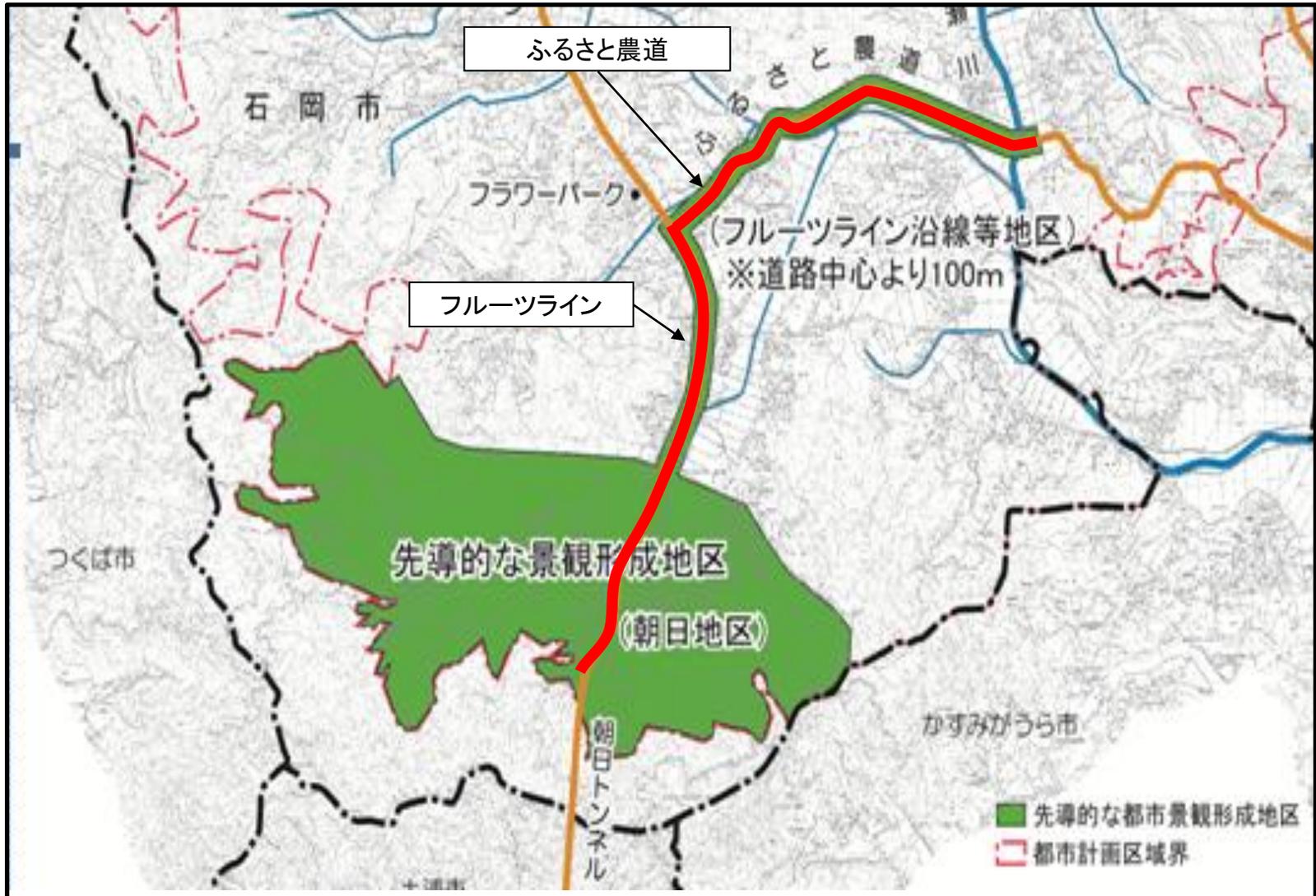
●補助対象建築物(案)

- 1 石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で国道355号又は県道石岡停車場線の沿道の建築物
- 2 石岡市景観条例の先導的な景観形成地区でフルーツライン又はふるさと農道の沿道の建築物
- 3 景観法に基づく景観重要建造物

補助対象建築物 位置図案(中心市街地活性化基本計画区域)



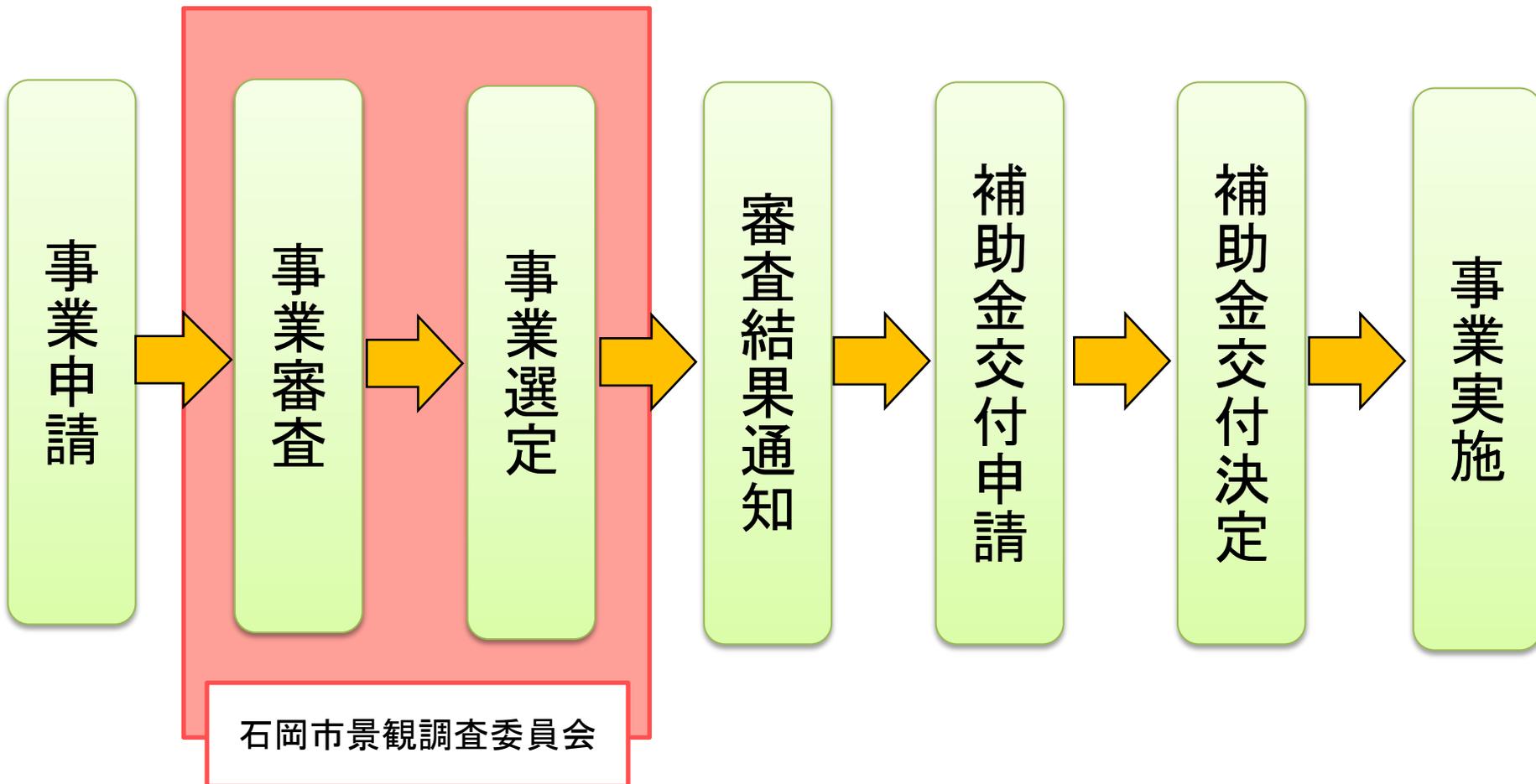
補助対象建築物 位置図案(先導的な景観形成地区)



事業の選定方法について

次のような流れで景観事業の選定，補助金の交付を行っていく予定です。

景観調査委員会で事業審査及び選定を行っていただき，補助対象とする事業を決定する予定です（景観調査委員会委員を追加予定）。



補助制度のスケジュール予定について

平成28年 4～6月頃

・補助率, 補助上限額, 修景基準等の検討



7月頃

景観調査委員会



8月頃

・補助制度の内容決定, 要綱制定
・住民への事業周知



9月頃

補助事業開始